

第5節 共通施策

1 環境保全の総合的取組の推進

1-1 基盤的施策の推進

環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

1-2 環境汚染等の未然防止

(1) 環境影響評価制度の充実

平成11(1999)年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全をはかります。

また、国が進めている開発事業の基本構想段階などに行う戦略的環境アセスメント(S E A)の動向を注視します。

(2) 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設にともなう公害を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度で、事業者に対して、環境法令に基づく排出基準の適合性の確認だけに限らず、工場等の業種及び地域特性に応じて、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減しているかどうか等審査を行います。

1-3 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決をはかります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

1-4 県における環境経営の推進

(1) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

(2) 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化をはかるため、平成13(2001)年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14(2002)年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後、国が進めている開発事業の基本構想段階などに行う戦略的環境アセスメント(S E A)の動向を踏まえて検討を行います。

(3) 市町における環境経営の促進

市町等におけるEMS(環境マネジメントシステム)に関する情報交換の促進

市町の環境保全取組の向上に資するため、ISO14001などのEMS(環境マネジメントシステム)に関する市町相互の情報共有の促進をはかります。

2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

2-1 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視(大気)を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

公共用水域(河川・海域)及び地下水について、関係機関と連携し、水質の常時監視を実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

県では、自動車交通騒音及び航空機騒音の測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一般地域の環境騒音及び道路交通振動の測定を実施します。

2-2 環境情報の整備・提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境と森林」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をする他、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、森林簿、森林計画図などの基本情報や治山、林道、保安林等の関連情報の整備を進め、システムの適正な運用に努めます。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

3 環境保全に関する調査研究等の推進

3-1 環境汚染の防止・自然環境の保全に関する調査研究

(1) 資源循環に関する調査研究

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における当該技術の開発を支援します。

イ 産業廃棄物不法投棄現場の環境修復に関する研究

VOC汚染が問題となっている環境修復サイトを対象に調査を行い、地下水中に汚染物質を分解する微生物が存在していることを確認しました。

今後は、廃棄物からの浸出水中には多種類の汚染物質が含まれていることが考えられ、周辺環境への安全性が懸念されています。修復サイト周辺地下水の菌叢解析を行うことで汚染残留

地浄化過程の確認方法について検討を行います。

(2) 大気環境保全に関する調査研究

ア 環境大気中微小粒子状物質実態調査研究

簡易型採取装置及び標準型採取装置を併行して用い、両装置による測定値の関連に関する調査を継続し、長期的なPM2.5の汚染実態を推定するとともに、内容成分に着目し汚染の要因や変遷等について明らかにします。

イ 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止をはかるため、四日市港等の水質、底質及び四日市市内の一般環境大気の実態調査を行うとともに、4-ノニルフェノール等の分析方法開発を行います。

ウ 工場等から排出される揮発性有機化合物(VOC)に係る調査研究

前年度に引き続き、対象施設の事前調査及びVOC測定を実施し、検査(採取、分析)方法について改善を行うとともに、県内の工場・事業場からのVOC排出実態を把握します。

(3) 水環境保全に関する調査研究

ア 有害物質による土壌汚染の自然・人為由来推定に関する研究

1) 既存の土壌汚染関連情報の収集・整理及びそのデータベース化の仕組みの構築については、作業を完了し、結果を行政へ提供したことから事業終了とします。

2) 土壌中重金属元素の由来(自然又は人為)推定方法の検討・開発については、土壌中重金属元素の存在形態別分析により由来判別の可能性が見いだされたことから、この判別方法の妥当性の検証及び適用地域範囲の確認を行います。

イ 多様な主体との連携による干潟・藻場再生のための実証的な取り組み

英虞湾における沿岸休耕地を活用した干潟・藻場再生のための実証的な取組を、地域住民や関連自治体との連携によって実施します。ウ 干潟・藻場の環境浄化力の評価

企業などによる干潟や藻場の再生活動を支援しやすい環境を創造するために、オフセット制度導入に向けた基準づくりとして干潟・藻場の水質浄化機能やCO₂固定機能の定量的な調査を実施します。

(4) 多様な自然環境保全に関する調査研究

ア 省資源型農業確立のための有機資材とその利用技術の開発

独特の方法で高窒素鶏糞肥料を製造・販売している採卵鶏農家の成功事例に着目し、その物質収支の解明と効率的利用法を確立するとともに、経済性のメリットを明らかにするため、対照となる従来技術もあわせて、肥料製造時のアンモニア発生量などのL C Iデータを集積するとともに、ほ場におけるキャベツ効率的栽培技術を実証します。

イ 農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発

農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法を開発するため、県中部の水田転換畑等のキャベツほ場を対象に、減農薬栽培に取り組んでいるほ場と慣行栽培ほ場において、見取り調査及びピットフォール調査により、害虫及び天敵の種、数を調査し、選抜した指標候補種の妥当性を検証します。

ウ 英虞湾漁場環境にかかる調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

エ 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の保全と持続的生産のために、漁業資源量の評価と、その動向予測及び管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

オ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸において、有害プランクトンの発生状況および海洋環境の調査を愛知水産試験場と共同で実施し、有害赤潮の発生環境や広域的な赤潮の輸送パターンを把握することで、熊野灘沿岸域における有害赤潮の発生機構を解明し、赤潮予察技術の開発につなげます。

カ アユの減少要因の解明に関する研究

放流後のアユの減耗状況を定量的に評価し、付着珪藻量の測定による河川の生産力の変化の調査によって減少要因を究明するとともに、その対策を検討します。